



2022年5月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 文 溪 堂  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 水 谷 泰 三  
(コード番号 9471 名証メイン)  
問 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 吉 田 裕 之  
(TEL 058-398-1111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社の将来の事業活動の多様化に対応するとともに、現状により即した事業目的とするため、現行定款第2条の目的の内容について、事業目的を整理・統合し、あわせて定款の規定の記載方法及び体裁等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月23日(木曜日)(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月23日(木曜日)(予定)

（下線は変更部分を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条（条文省略）</p> <p><u>1 図書、雑誌、教科書およびその他印刷物の開発、製作ならびに販売。</u></p> <p><u>2 映画、スライド、レコードおよび録音録画済テープ・シートの開発、製作ならびに販売。</u></p> <p><u>3 教材、教具、学用品および教育機器の開発、製作ならびに販売。</u></p> <p><u>4 玩具、手芸品、日用雑貨、娯楽用品、楽器および文具製品の開発、製作ならびに販売。</u></p> <p><u>5 運動具、健康増進機器、スポーツ用品、レジャー用品および娯楽遊戯装置の開発、製作ならびに販売。</u></p> <p><u>6 家具・インテリア、装身具、衣料品、医薬品および計量器、工作機器の開発、製作ならびに販売。</u></p> <p><u>7 光学機器、音響機器、事務機器および理化学機器の開発、製作ならびに販売。</u></p> <p><u>8 冷蔵庫、掃除機、電子レンジおよびその他家庭用電気製品の製作ならびに販売。</u></p> <p><u>9 通信機器、電子精密機器、電子計算機およびその<u>端末機器</u>の開発、製作ならびに販売。</u> （新 設）</p> <p><u>10 前号に関する各種システムおよびソフトウェアの開発、製作ならびに販売。</u></p> <p><u>11 通信教育および模擬試験の指導、援助ならびに実施。</u></p> <p><u>12 学習塾およびその他各種教室の開設指導、援助ならびに経営。</u></p> <p><u>13 損害保険代理業。</u></p> <p><u>14 農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発および生産物の販売。</u></p> <p><u>15 不動産の<u>売買、賃貸借、管理</u>および仲介。</u>  （新 設）  （新 設） （新 設）  （新 設）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条（現行どおり）</p> <p><u>（1）図書教材、書籍、雑誌、教科書、その他印刷物および電子データの企画、編集、出版ならびに販売、出版に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>（2）映像・音声の企画・開発、製作ならびに販売</u></p> <p><u>（3）教材、教具、学用品および機器備品、教育関連用品の企画・開発、製作ならびに販売</u></p> <p><u>（4）玩具、手芸品、日用雑貨、娯楽用具、楽器および文具製品の企画・開発、製作ならびに販売</u></p> <p><u>（5）運動具、健康増進機器、スポーツ用品、レジャー用品、<u>防災関連用品</u>および娯楽遊戯装置の企画・開発、製作ならびに販売</u> （削 除）</p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p> <p><u>（6）精密機器、情報機器およびその周辺機器の開発、製作、<u>導入支援</u>ならびに販売</u></p> <p><u>（7）ソフトウェアの企画・開発、製作、<u>導入支援</u>ならびに販売</u> （削 除）</p> <p><u>（8）通信教育および模擬試験などの企画、運営、指導、援助ならびに実施に関する業務</u></p> <p><u>（9）学習塾およびその他各種教室の開設指導、援助ならびに経営に関する業務</u></p> <p><u>（10）各種保険代理業</u></p> <p><u>（11）農産物の栽培、研究開発および生産物の販売</u></p> <p><u>（12）不動産の賃貸借、管理および仲介に関する業務</u></p> <p><u>（13）各種イベントの企画、運営およびコンサルティング業務</u></p> <p><u>（14）物品等の通信販売に関する業務</u></p> <p><u>（15）倉庫業、荷役および物品の保管に関する業務</u></p> <p><u>（16）経理、人事、総務、情報システムおよびそれらの関連業務の受託に関する業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>16 <u>第1号から第10号までに掲げる物品の輸出入。</u></p> <p>17 <u>その他前各号に付帯または関連する一切の事業。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(17) 関係会社および取引先に対するコンサルティングに関する業務</u></p> <p><u>(18) その他前各号に掲げる物品の輸出入</u></p> <p><u>(19) その他前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
<p>変 更 昭和<u>61</u>年2月<u>20</u>日 (途中省略)</p> <p>変 更 平成<u>27</u>年6月<u>25</u>日 (新 設)</p>	<p>変 更 昭和<u>61</u>年2月<u>20</u>日 (途中省略)</p> <p>変 更 平成<u>27</u>年6月<u>25</u>日</p> <p>変 更 令和4年6月23日</p>